

有田川町災害時要援護者避難支援
プラン全体計画

平成26年2月改定
有田川町

目 次

I	総則	1
1	趣旨	1
2	位置付け	1
3	災害時要援護者の範囲	1
4	避難支援等関係者	1
5	要援護者情報の収集・共有の方法	2
6	対象災害	2
7	対象地域	2
II	関係機関の役割	3
1	町の役割	3
2	民生委員・児童委員の役割	3
3	地域支援機関の役割	3
4	専門支援機関の役割	3
III	避難支援体制	4
1	災害時要援護者支援班の設置	4
2	災害時要援護者台帳	4
3	災害時要援護者名簿	5
4	不同意者を含む災害時要援護者名簿	5
IV	避難支援プラン（個別計画）	5
1	個別計画作成の基本方針	5
2	個別計画の作成	6
V	情報の共有・管理	6
1	情報の共有	6
2	情報管理方法	6
3	漏洩防止にかかる措置	6
VI	情報伝達体制	6
1	避難準備情報	6
2	避難支援者等への情報伝達	6
3	多様な情報伝達手段の確保	7
4	安否確認体制	7
VII	避難誘導の手段・経路等	7
1	避難誘導の手段	7
2	避難経路	7
3	避難支援等関係者の安全確保	8
4	要援護者の安全確保	8
VIII	避難所における支援	8
1	避難所	8
2	福祉避難所	8
IX	平常時における地域の取り組み	9

I 総 則

1 趣 旨

この災害時要援護者避難支援プラン（以下「プラン」という。）は、有田川町における災害時要援護者の支援体制を確立することを目的とし、要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本としつつ要援護者の特性に応じた十分な配慮を行い、情報伝達体制や避難支援体制の整備を行うことにより、地域の安心・安全体制の強化を図るものとする。

2 位置付け

このプランは、有田川町地域防災計画「第24章災害時要援護者対策計画」に基づき、要援護者の避難支援について具体化したものである。

3 災害時要援護者の範囲

(1) 災害時要援護者の定義

このプランにおける災害時要援護者（以下「要援護者」という。災害対策基本法第49条の10第1項の避難行動要支援者と同義。）とは、高齢者、障害者（児）、難病等の患者、妊婦、乳幼児、外国人等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する、在宅の以下の人々とする。

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定において要介護3以上の判定を受けている者
- ④ 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級又は2級の者
- ⑤ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度がA判定の者
- ⑥ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ⑦ 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児
- ⑧ 前各号に準じる状態にある者で町長又は自治会等が必要と認める者

(2) 個別計画対象要援護者

有田川町災害時要援護者台帳に登録された要援護者のうち、避難時に家族等が身近におらず避難支援が受けられない者や、同居する家族がいても家族の力だけでは避難することが困難な者を個別計画対象者とし、避難支援体制の整備を重点的かつ優先して行うものとする。

4 避難支援等関係者

自治会、民生児童委員、自主防災組織、消防機関、警察、その他避難支援等の実施に携わる関係者を避難支援等関係者とする。

5 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時において要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

このため、本町においては、国から提示されている下記3方式のいずれかの方法、または、その組み合わせで情報を収集することとする。

（関係機関共有方式）

町は、福祉担当部局等が把握している要援護者に関する情報について、有田川町個人情報保護条例第8条の規定に基づき、関係部局での共有に努めるとともに、住所や氏名等の情報については、避難支援等関係者に対して、必要に応じて個人情報保護審査会への諮問・了承を経て当該情報の提供を行うものとする。

なお個別計画の策定等に当たって、これらの情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合は、要援護者本人の同意を得ながら収集するものとする。

避難支援等関係者に要援護者に関する情報を提供する場合については、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。

（手上げ方式）

要援護者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から避難支援等関係者に個人情報を開示することに同意するものは、登録申請書に必要事項を記入し、町長に提出しなければならないものとする。

当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

このため町は、広報、ホームページ等を利用して、要援護者登録制度を広く周知する。

（同意方式）

町職員、自治会、民生児童委員等が要援護者本人に登録を直接働きかける。

登録に際しては、避難支援等関係者に個人情報を開示することについて要援護者から同意を得る。

6 対象災害

本プランは、主に風水害、地震時における要援護者の避難支援体制の整備を対象とする。

7 対象地域

本プランは、本町全域を対象とするが、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化のおそれのある地域について優先的に扱う。

II 関係機関の役割

1 町の役割

- ① 災害時要援護者支援班の設置
- ② 在宅の要援護者の全体把握
- ③ 要援護者登録制度の啓発
- ④ 避難行動要支援者の把握と個別避難計画（以下「個別計画」という。）の作成、保管、避難支援機関への提供
- ⑤ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- ⑥ 避難準備情報の発令、伝達
- ⑦ 要援護者への避難支援と安否確認
- ⑧ 要援護者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、運営
- ⑨ 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備
- ⑩ 要援護者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- ⑪ 避難支援に協力依頼する企業団体等との協定締結

2 民生児童委員の役割

民生児童委員は、日頃の見守り活動を通じ以下の役割を担う。

- ① 要援護者登録制度の啓発
- ② 町からの依頼による避難行動要支援者の把握のための調査への協力
- ③ 町の依頼による個別計画作成への協力
- ④ 個別計画の修正内容の町への提供
- ⑤ 要援護者への避難支援と安否確認

3 地域支援機関の役割

地域支援機関とは、自主防災組織・自治会等、地域で相互扶助活動を行う組織のことで、日頃の地域活動を通じて以下の役割を担う。

- ① 要援護者登録制度の啓発
- ② 町の依頼による個別計画作成への協力
- ③ 個別計画の修正内容の町への提供
- ④ 要援護者への避難準備情報等の伝達
- ⑤ 地域避難所の設置、運営
- ⑥ 要援護者への避難支援と安否確認

4 専門支援機関の役割

社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行う専門支援機関は、以下の役割を担う。

- ① 要援護者登録制度の啓発
- ② 町の依頼による個別計画作成への協力
- ③ 個別計画の修正内容の町への提供
- ④ 要援護者への避難支援と安否確認
- ⑤ 要援護者の収容

Ⅲ 避難支援体制

1 災害時要援護者支援班の設置

平常時は、町の福祉担当部局及び防災担当部局による横断的なプロジェクトチームとして設置する。

災害時は、町災害対策本部の町民福祉対策部が行うこととする。

① 平常時の業務

要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、避難支援方法等の調整、広報・啓発、その他必要な業務

② 災害時の業務

要援護者への情報伝達、避難誘導、安否確認、避難状況の把握、避難所の要援護者班等との連携、その他必要な業務

2 災害時要援護者台帳

(1) 要援護者の全体把握

町は在宅の要援護者の全体把握のため、情報を収集し、災害時要援護者台帳（以下「要援護者台帳」という。）を作成する。

(2) 情報収集の手段

要援護者台帳整備のため、有田川町個人情報保護条例第8条の規定に基づき、本町各部局の持つ情報の活用を行うとともに、県等の関係機関に情報の提供を依頼する。

① 住民基本台帳（住民課）

② 身体障害者手帳交付台帳（やすらぎ福祉課）

③ 療育手帳交付台帳（やすらぎ福祉課）

④ 要介護、要支援認定台帳（長寿支援課）

⑤ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳（やすらぎ福祉課）

⑥ 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証交付名簿（保健所）

⑦ 小児慢性特定疾患登録者名簿（保健所）

⑧ その他、要援護者台帳の整備のために必要な情報

(3) 情報収集の内容及び更新

要援護者台帳には、以下の情報を収集して記載し、定期的に基本情報を更新する。

① 住所・氏名・性別

② 年齢（生年月日）

③ 血液型

④ 電話番号等（FAX、携帯電話）

⑤ 支援を必要とする理由、等級、区分

⑥ かかり付け医療機関

⑦ 家族構成

⑧ 緊急通報システム有無

⑨ 緊急時家族等の連絡先

⑩ 支援者

⑪ その他必要事項

3 災害時要援護者名簿

(1) 記載事項

要援護者台帳情報から下記情報を収集し、災害時要援護者名簿（以下「要援護者名簿」という。災害対策基本法第49条の10第1項の避難行動要支援者名簿と同義。）を作成する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援を必要とする事由
- ⑦ その他避難支援等の実施に必要な事項

(2) 更新及び管理方法

データ及び書類により管理する。

関係機関や要援護者本人等からの情報提供により、月1回定期的に基本情報を更新する。その際、転出や死亡、特別養護老人ホーム入所等の移動があった場合は、災害時要援護者名簿から削除する。

(3) 名簿情報の提供

災害時要援護者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供し共有することとする。

ただし、平常時から名簿情報を外部提供するには要援護者本人の同意を得ることが必要なため、同意を得た者の名簿のみを対象とする。

4 不同意者を含む災害時要援護者名簿

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要援護者の生命又は身体を保護するために特に必要がある場合は、その同意の有無に関わらず、避難支援の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

IV 避難支援プラン（個別計画）

町は、要援護者登録制度を設け、登録された要援護者のうち個別計画対象要援護者に関する個別計画を作成する。

1 個別計画作成の基本方針

(1) 作成主体

町は、要援護者台帳を活用して、要援護者への聞き取りを基本としながら、自治会、民生児童委員、自主防災組織等と協力して個別計画を作成するものとする。

この際、自治会、民生児童委員、自主防災組織等に要援護者名簿を提供するものとする。

(2) 個別計画の内容

個別計画には、避難支援に必要な、避難支援者、避難場所等の事項を記載することとする。なお、個別計画作成後、内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申請があった場合は、速やかに更新を行うほか、避難支援等関係者の協力を得て、定期的に情報の更新を行う。

(3) 支援体制の確保

避難行動要支援者1人に対して近所に在住する1～3名の支援者を配する。

2 個別計画の作成

個別計画の作成を希望する者は、町に直接又は自治会、民生児童委員、自主防災組織等を通じて登録申請を行う。

原則として個別計画対象要援護者を対象とするが、支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者については、個別計画作成の対象とするものとする。

V 情報の共有・管理

1 情報の共有

要援護者台帳、要援護者名簿及び個別計画を保管する関係機関及び避難支援等関係者は、共有する個人情報を避難支援に関係する目的以外に使用してはならない。

2 情報管理方法

要援護者台帳、要援護者名簿及び個別計画の原本は町が保管し、個別計画の副本は個別計画対象要援護者のほか、個別計画の作成協力・実施の関係機関及び避難支援者が保管し、要援護者名簿の副本は、避難支援等関係者が保管するものとする。

3 漏洩防止にかかる措置

(1) 町が講ずる措置

- ①秘匿性の高い個人情報も含まれるため、災害時要援護者名簿は、当該要援護者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する
- ②災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることについて、十分な説明を行う。

(2) 町が求める措置

- ①要援護者名簿を必要以上に複製させない。
- ②要援護者名簿の提供を受けた団体は、その団体内部で要援護者名簿を取り扱う者を限定する。

VI 情報伝達体制

1 避難準備情報

町は、人的被害の発生の可能性があると判断した時点で、要援護者及び避難支援者が避難に関する行動を開始するための情報として、避難準備情報を使用する。

2 避難支援者等への情報伝達

(1) 避難支援者への伝達

町は、防災行政無線や広報車を活用して防災情報を提供する。また発令された避難準備情報等が要援護者や避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民全体に確実に届くよう町及び住民は、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。

(2) 地域支援機関への伝達

地域支援機関への防災情報や避難準備情報の提供は地域ぐるみの情報伝達体制を活用することを基本とする。

町と地域支援機関は、避難支援者に対する情報伝達体制を整備する。

(3) 専門支援機関への伝達

町は、防災情報の専門支援機関への積極的な提供を行う。また、避難準備情報等の避難に関する情報の確実な伝達体制を整備する。

3 多様な情報伝達手段の確保

避難準備情報等の情報伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、町は、以下により多様な情報伝達手段の確保に努める。また、要配慮者一人一人に的確に伝わるように分かりやすい言葉や表現を用いて提供することに努める。

- ① 放送事業者への情報提供等
- ② 防災行政無線の活用
- ③ 緊急通報システムの活用
- ④ ファクシミリ、電子メール等の活用
- ⑤ 消防団、自主防災組織による広報

4 安否確認体制

(1) 要援護者安否情報収集窓口の設置

町は、災害時要援護者支援班の中に、要援護者安否情報収集窓口（以下「収集窓口」という。）を設置して、要援護者の安否・避難情報を収集する。

(2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、要援護者を避難先へ移送した場合や要援護者の親戚宅等への避難情報を得た場合、収集窓口又は自治会等事前に指定された連絡先に報告する。

VII 避難誘導の手段・経路等

1 避難誘導の手段

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

なお、速やかに避難誘導を行うため、平時から、町、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしたうえで対応する。

2 避難経路

避難経路の選定にあたっては、土砂災害、洪水初期の浸水等が予想される危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保・整備に努めるものとする。また、自身も、避難支援者とともに、自宅から避難場所までの経路をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

3 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、他の避難支援等関係者と協力しながら要援護者の支援を行うことに努める。

4 要援護者の安全確保

要援護者が安全に避難できるよう、避難支援等関係者と連携しながら、災害時の避難支援プランを作るとともに、適切に行動できるよう、広報誌等により、避難等に関するマニュアルの配布を行う。

VIII 避難所における支援

1 避難所

(1) 避難所の開設等

町は、防災情報に基づいて早期に避難所の開設を行う。

各避難所には、高齢者や障害者が安全かつ円滑に利用できるよう、あらかじめ経路やトイレ等にバリアフリーに関する整備に努めると共に、必要に応じ間仕切りや冷暖房機器等の設置を発災後速やかに行うものとする。

また、避難所での情報提供は、視覚障害者や聴覚障害者に配慮したものとする。

(2) 要援護者班・要援護者用相談窓口の設置

各避難所には、要援護者の要望を把握するため、要援護者班を設置し、要援護者用の相談窓口を設ける。

要援護者班及び相談窓口においては、相談対応を通じて要援護者からの要望を把握し、情報伝達や支援物資の提供等を行う。

なお、相談しやすい環境をつくるため、プライバシー確保等の配慮を行う。

(3) 相談体制等の整備

発災後は、保健師等による健康相談、二次的健康被害の予防、こころのケア等を順次実施するとともに、要援護者の状況に応じて、福祉避難所への移動及び緊急入所や入院の手続きを行う。

2 福祉避難所

町は、避難所を設置すると同時に、介護員等の支援が必要な要援護者を対象とする福祉避難所を設ける。

(1) 福祉避難所の指定

町は、個別計画の作成等を通じて、福祉避難所への避難が必要となる人数の推計を行い、地域ごとのニーズを把握して福祉避難所を指定する。

指定に当たっては、福祉避難所に適する施設等との間で、事前に災害時の体制や運送方法、役割分担等について協議を行い、対応能力等を相互に確認した後、福祉避難所の指定又は協定の締結を行うものとする。

(2) 福祉避難所の周知

福祉避難所を指定した場合は、あらかじめ要援護者及び避難支援者を含む地域住民に周知し、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

IX 平時における地域の取り組み

要援護者の適切な避難誘導のため、地域において、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめるとともに、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等を中心に、地域全体の防災意識の向上を図るものとする。

(1) 日常活動

自治会、民生児童委員、自主防災組織、消防団等は、声かけや見守り行動を通して地域の連携を深め、要援護者の避難支援について、地域住民の協力関係をつくるものとする。

(2) 避難訓練

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うため、各地域で自主防災組織または、地域自治会を中心とする避難訓練を実施する。

要援護者、避難支援者を含む地域住民は、積極的に参加するものとし、情報の伝達や具体的な避難支援方法についての確認を行う。